

## ■年金について

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師または歯科医師の診療を受けた時に国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金保険に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

なお、「障害厚生年金」に該当する状態よりも軽い障がいが残った時は、「障害手当金（一時金）」を受け取ることができる制度があります。

また、障害年金を受け取るには、年金の保険料納付状況などの条件が設けられています。

「障害基礎年金」「障害厚生年金」「障害手当金（一時金）」は、それぞれ（１）～（３）の条件のすべてに該当する方が受給できます。

### 1 障害基礎年金

- （１）障がいの原因となった病気やけがの**初診日\***が次のいずれかの間にあること。
  - ・国民年金加入期間
  - ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間（ただし、老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除く）
- （２）**初診日\***の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。

なお、20歳前の年金制度に加入していない期間に**初診日\***がある場合は、納付要件は不要です。
- （３）障がいの状態が、**障害認定日\***または20歳に達したときに、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。

問合せ先	役場住民生活課 社会係	電話 (0137) 62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 戸籍保険係	電話 (01398) 2-3112

## 2 障害厚生年金

---

- (1) 厚生年金保険の被保険者である間に、障がいの原因となった病気やけがの**初診日\***があること。
- (2) **初診日\***の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。
- (3) 障がいの状態が、**障害認定日\***に、障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること。

問合せ先	函館年金事務所	電話 (0138) 56-1165
------	---------	-------------------

## 3 障害手当金（一時金）

---

- (1) 厚生年金保険の被保険者である間に、障がいの原因となった病気やけがの**初診日\***があること。
- (2) **初診日\***の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。
- (3) 障がいの状態が、次の条件すべてに該当していること。
  - ・ **初診日\***から5年以内に治っていること（症状が固定）
  - ・ 治った日に障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも軽いこと
  - ・ 障害等級表に定める障がいの状態であること

問合せ先	函館年金事務所	電話 (0138) 56-1165
------	---------	-------------------

## 4 船員保険

---

被保険者または被保険者であった方の職務上および通勤による障がいについて、一定の保険給付を行うものです。

問合せ先	函館年金事務所	電話 (0138) 56-1165
------	---------	-------------------

## 5 各種共済年金

---

組合員である間に**初診日\***のある傷病により、**障害認定日\***に障がいの程度が1級から3級までの障がいの状態にあるときに支給されます（ただし、在職中は原則として停止されます）。その程度が1級または2級の場合は、原則として障害基礎年金も支給されます。

問合せ先	各共済組合
------	-------

## 6 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方が受給できる制度です。(1) または (2) に該当する方が受給できます。

(1) 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生

(2) 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に**初診日\***があり、現在、障害基礎年金の 1 級、2 級相当の障がいの状態にある方（ただし、65 歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当し、請求した方に限る）

※障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

問合せ先

函館年金事務所

電話 (0138) 56-1165

### 用語の説明

#### \*初診日

障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。

同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。

#### \*障害認定日

障がいの状態を定める日のことで、その障がいの原因となった病気やけがについての初診日から 1 年 6 か月を過ぎた日をいいます。また、1 年 6 か月以内に病気やけがが治った場合（症状が固定し、治療の効果が期待できない場合を含む）は、その日が障害認定日となります。

### 障害の程度

障害年金が支給される障がいの状態に応じて、法令により、障がいの程度（障害等級 1～3 級）が定められています。

※身体障がい者手帳の等級とは異なります。

#### ・障がいの程度 1 級

他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障がいの状態です。

#### ・障がいの程度 2 級

必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障がいです。

#### ・障がいの程度 3 級

労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態です。